

# 令和5・6年度建設工事等入札参加業者資格審査 当初申請マニュアル

## 印西地区環境整備事業組合

印西地区環境整備事業組合（以下「当組合」という。）が発注する建設工事、委託、物品購入その他の契約に係る入札に参加するには、印西地区環境整備事業組合入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されていることが必要になります。

当組合で令和5年6月1日以降に執行を予定している入札案件に参加を希望する方について、資格審査に係る申請書類等を次のとおり受け付けます。

1. 登載期間 令和5年6月1日から令和7年5月31日まで  
※ 次回の資格者が決定するまで期間を延長することがあります。
2. 業 種 ① 建設工事 ② 委託 ③ 物品
3. 申請方法 郵送または来庁  
※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送による申請を基本とします。

### 4. 受付日程など

#### 【郵送で申請する場合】

令和5年2月15日（水）から2月28日（火）までの消印分を受け付けます。

<郵送先>

〒270-1352

千葉県印西市大塚一丁目1番地1

印西地区環境整備事業組合 庶務課財政班 宛て

※ 封筒に「令和5・6年度入札参加資格審査申請書在中」と明記してください。

#### 【来庁して申請する場合】

受付日程：令和5年2月15日（水）から2月28日（火）まで

※ 土・日・祝日を除く。

受付時間：午前9時から12時まで／午後1時から5時まで

受付場所：印西地区環境整備事業組合 管理棟2階 庶務課 財政班

※ 書類をお預かりするのみとし、内容については改めて審査します。

### 5. 申請できる方

印西地区環境整備事業組合公告第18号の第1「入札に参加することができる者」をご覧ください。

### 6. 申請書類の審査基準日

申請日とします。ただし、建設工事の客観的事項（建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）の基準日は令和5年1月1日とします。

## 7. 業種分類

各業種の分類の種類は、下表のとおりです。

業種	分類の種類
建設工事	土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんがブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事
委託	測量、建築関係コンサルタント（建築一般、意匠等専門、積算専門、調査専門）、土木関係コンサルタント（土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、道路、地質、造園、上水道等、下水道、都市計画等、その他）、地質調査業務、補償コンサルタント（土地調査等、物件等、不動産鑑定、土地家屋調査）、廃棄物コンサルタント、警備・受付、建物清掃、その他清掃業務、焼却炉施設等維持管理、汚水処理施設等維持管理、火葬炉等維持管理、各種設備保守管理、害虫駆除、緑地管理、水質分析、環境測定、その他調査、一般廃棄物収集運搬、産業廃棄物収集運搬、電算処理業務、賃貸、その他業務委託
物品	百貨店、事務用機械器具、家具及びブスチール製品、体育用品、厨房用品、車両、精密機器、通信機器、電気器具及び家庭用機械器具、OA機器及びソフト、産業用機械、繊維製品及び身の回り品、薬品、燃料・電力、消防用品、看板・標識、雑貨、石材、砂材、舗装用資材、管、コンクリート二次製品、保安用資材、水道資材、印刷製本、不用品買受、その他

## 8. 必要書類等

- I 入札参加資格審査申請書など
- II 経営事項記入カード
- III 返送用封筒（郵送での申請の場合）

### 《 I 入札参加資格審査申請書などについて 》

入札参加資格審査申請書は下表に掲げる業種区分に基づき、②以下の添付書類を順に添えて「建設工事」「委託」「物品」の別に提出してください。なお、提出の際はA4判のファイル（プラスチック製留め具、色は建設工事：青、委託：黄、物品：赤、いずれも近似色可）の表紙と背表紙に「令和5・6年度入札参加資格審査申請書」と表示し、申請者の商号又は名称を記入の上、すべての書類を綴じ込んで提出してください。

業種区分ごとに必要になる書類は、下表のとおりです（◎印は原本提出、○印は写しでの提出可）。

添付書類	業種区分		委 託		物 品	
	建設工事	建設業者	測量等業者	管理等業者	物品供給業者	建設資材製造業者
①入札参加資格審査申請書（指定様式）	◎	◎	◎	◎	◎	◎
②営業所等一覧表	○	○	○	○	○	○
③主要取引金融機関名	○	○	○	○	○	○
④納税証明書など	○	○	○	○	○	○
⑤建設業労働災害防止協会加入証明書	○ ※1					
⑥印鑑証明書 ※2	○	○	○	○	○	○
⑦使用印鑑届 ※3	◎ ※5	◎ ※5	◎ ※5	◎ ※5	◎ ※5	◎ ※5
⑧委任状 ※4	◎ ※5	◎ ※5	◎ ※5	◎ ※5	◎ ※5	◎ ※5
⑨許可（登録）証明書	○	○	○	○	○	○
⑩履歴事項全部証明書又は身分証明書 ※6	○	○	○	○	○	○
⑪工事経歴書 ※7	○					
⑫委託業務経歴書 ※7		○	○			

⑬物品納入経歴書 ※7				○	
⑭建設資材納入経歴書 ※7					○
⑮技術者資格一覧表 ※8	○	○	○		
⑯ISO登録証 ※9	○	○	○	○	○
⑰代理店・特約店証明書				○	○
⑱財務諸表 ※10	○	○	○	○	○
⑲経営事項審査結果通知書 ※11	○				

- ※1 協会に加入している方のみ、証明書の写しを提出してください。
- 2 申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 3 入札等の手続きにおいて、実印と異なる印を通常使用する場合に提出してください。
- 4 名簿に登載されている間、代理人に下記の権限を委任する場合に提出してください。
- ・ 見積り及び入札に関する一切の権限
  - ・ 復代理人選定に関する一切の権限
  - ・ 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
  - ・ 契約代金の請求及び受領に関する一切の権限
- 5 複数の区分に申請がある場合、重複申請分については写しで提出することができます。  
その際、全ての業種または工事と委託、物品いずれかでの申請の場合は原本を工事分へ、委託と物品での申請の場合は原本を委託分へ綴じ込んでください。
- 6 履歴事項全部証明書は、申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。  
なお、個人事業者として申請する際は、身分証明書として免許証の写しなどを提出してください。
- 7 申請日直前2年間または申請日直前2事業年度の実績が記載されたものを提出してください。
- 8 建設工事については経営事項審査申請時に提出したものの写し、委託・物品については任意様式で作成したものを提出してください。
- 9 認証を取得している事業者のみ、登録証の写しを提出してください。
- 10 申請日直前の事業年度決算分を提出してください。
- 11 申請日直近に通知を受けた経営事項審査に係る総合評定値通知書・経営規模等評価結果通知書の写しを提出してください。

<④納税証明書の提出について>

区 分	書類の名称	本店又は権限を委任した支店の所在地			税証明の発行場所
		構成市町内	県 内	県 外	
法人税・消費税	納税証明書 「その3の3」 ※ 個人事業者は 「その3の2」	○	○	○	所在地管轄の 税務署
法人（個人） 事業税	県税に未納がない ことの証明書		○		所在地管轄の 県税事務所
法人市・町民税	納税証明書 (直近事業年度2年分)	○			所在地の市役所・ 町役場税証明発行 窓口など

《新設法人で納税証明書が発行されない場合》

以下の書類のうち、いずれかの控え（受付印が押印されたもの）の写しを提出してください。

- ・ 法人設立届出書（税務署に提出したもの）
- ・ 法人等の設立等報告書（千葉県に提出したもの）
- ・ 法人設立届出書など（住所のある自治体に提出したもの）

《新型コロナウイルス感染症の影響で事業等の収入が減少した皆さんへ》

上記理由で納税が困難となり、国・県・住所のある自治体で納税又は徴収の猶予を受けた場合は、納税証明書に替わるものとして許可通知書の写しなどを提出してください。

《Ⅱ 経営事項記入カードについて》

＜記載方法＞

建設工事で申請する場合は（２）工事種類完成工事高、（３）経営状況分析、（４）経営規模（資本金及び職員数等）の各項目について、経営規模等評価結果通知書に記載されている該当項目の数値を転記してください。

なお、建設工事のほか委託、物品と重複して申請する場合は、それぞれの数値について建設工事と同じ数値を記載してください。

また、委託、物品、またはその両方で申請する場合、（３）経営規模の自己資本額は財務諸表の純資産合計など、職員数は事業報告書の数値などを記載してください。

＜提出方法＞

汚損防止のため、厚めの紙に両面印刷するか表面と裏面をのりなどで貼り合わせ、上記ファイルと別に提出してください。

《Ⅲ 返送用封筒について》

郵送での申請の場合に受付票（A 5 様式）を返送する際に使用するのので、返送先を記載して切手を貼付したものを提出してください。

なお、上表①から⑱までの書類のうち、事業者控え分として複数部提出されたものについては、適宜当組合で受付印を押印後に受付票と併せて返送用封筒で返送するので（封筒の提出がない場合、受付票と併せて当組合で保管します）、その際は相応の金額の切手を貼付してください。

9. 申請事項の変更

すでに申請した事項のうち、申請日から令和5年5月31日までの間に入札に参加できる資格に係る営業を廃止し、若しくは休止し、又は業種の追加など申請内容について変更が生じたときは、速やかに入札参加資格審査申請書記載事項変更届等にその事実を証する書類を添付し、提出してください。

10. 登載事項の公表

審査が終了し、資格者名簿に登載された場合は、以下の事項を当組合ウェブサイトで公表します。

公表項目：登載業種、名簿登録番号、商号又は名称、営業所等名称、本社等住所、営業所等住所